産業廃棄物収集運搬・処分委託基本契約書（案）
及び
有価物の売却契約書（案）

収　入 印　紙

排出事業者：＿＿＿沖縄県農業研究センター　所長　比嘉　淳＿＿＿＿＿下「甲」という。）と、
運搬・処分業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、
排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿
事業区分：＿＿＿＿＿＿
産業廃棄物の種類：＿＿＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿＿＿

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿
事業区分：＿＿＿＿＿＿
産業廃棄物の種類：＿＿＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿＿＿

２．（委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価。売却する有価物の種類、予定数量及び契約単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び契約単価は、次のとおりとする。内訳は仕様書のとおり。

(1)収集運搬に関する種類、数量及び単価

①種類：混合廃棄物、有価物
②予定数量：27,810kg
③単価：***円/kg（消費税抜き）

(2)処分に関する種類、数量及び単価

①種類：混合廃棄物
②予定数量：26,810kg
③単価：***円/kg（消費税抜き）

甲が、乙に売却する有価物の種類、予定数量及び契約単価は、次のとおりとする。

(1)売却に関する種類、数量及び単価
①種類：有価物（鉄くず等）
②予定数量：1,000kg
③単価：***円/kg（消費税抜き）

3．（処分の場所、方法及び処理能力）
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
処分の方法：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
施設の処理能力：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4．（最終処分の場所、方法及び処理能力）
甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

区分	許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
最終					

第3条（甲乙の責任範囲）
1．乙は、甲から委託された産業廃棄物を処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2．乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3．乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指示又は委託の仕方に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

第4条（再委託の禁止）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

第5条（義務の譲渡等）
乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条（委託業務終了報告）
乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストで、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

第7条（業務の一時停止）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明しかつ甲における影響が最小限となるよう努力するものとする。

第８条（委託料・消費税の支払い）

１．甲の委託する産業廃棄物の収集運搬・処分業務に関する契約単価は、第２条第２項にて定める金額とする。

２．契約単価が経済情勢の変化及び第２条第２項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

３．甲の委託する産業廃棄物の処分料金に係る消費税は、甲が負担する。

４．甲は、マニフェストＥ票の受領により、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、乙に処分料金を支払う。

５．前項の支払いに関し、甲の責めに帰すべき事由により支払いを遅延した場合においては、乙は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、沖縄県財務規則（昭和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号）第 109 条に基づき定められた率により計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第９条（有価物の売却）

１．甲が売却する有価物の契約単価は、第２条第２項にて定める金額とする。

２．乙は、契約単価と計量結果報告書（計量票等）に記載された数量を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額（１円未満端数切捨て）を記載した見積書（計量票及びマニフェスト B2 票添付）を甲に交付し、甲は審査の上、納入通知書を乙へ交付し、乙は納付期限までに代金を支払う。

３．売却する有価物の所有権は、乙が代金を甲に納付したときをもって、甲から乙に移転するものとする。

４．契約単価が市場価格の変動により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第１０条（種類・予定数量及び契約内容の変更）

排出する産業廃棄物の種類及び予定数量、その他契約内容について、甲又は乙は、必要がある場合は変更することができる。この場合においては、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第１１条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第１２条（契約の解除）

１．甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

２．甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

⑵役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑶役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑷役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑸役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３．乙は、第４条但書に定める再受任者が暴力団又は暴力団員であることが判明したときは、直ちに当該再受任者との契約を解除しなければならない。甲は、乙が再受任者が暴力団又は暴力団員であることを知りながら契約し、または当該再受任者との契約を解除しないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

４．　第１項から第３項の定めにより、本契約が解除される場合であって、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1)乙の義務違反により甲が解除した場合

イ　乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物の処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、同一事業区分の許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が別の業者に委託する場合にその業者に対する処分料金を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第１３条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、本契約に関して、自ら又は再受任者が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第１４条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第１５条（契約期間）

この契約は有効期間を契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

第１６条（契約保証金）

契約保証金は、金　　円（沖縄県財務規則第 101 条に基づき決定）とする。

本契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県糸満市字真壁 820
沖縄県農業研究センター
所長　比嘉　淳

乙

許可証添付